

# 第3次 元気はつらつ大和高田 21



だれもが生涯にわたり、  
健やかで心豊かに  
暮らすことができるまち、  
大和高田



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	5
第2章 大和高田市を取り巻く現状と課題 .....	6
1 統計資料にみる現状 .....	6
2 健康づくりアンケート調査からみる現状 .....	16
3 第2次計画の評価・検証 .....	38
4 大和高田市の健康を取り巻く課題の整理 .....	51
第3章 計画の基本的な考え方 .....	52
1 計画の体系図 .....	52
2 計画の基本方針 .....	53
第4章 計画の展開 .....	54
1 健康的な生活習慣の普及 .....	54
2 生活習慣病などの発症と重症化予防 .....	66
3 地域で暮らし健康になれる環境づくり .....	71
4 切れ目のない子育て支援 .....	79
第5章 計画の推進に向けて .....	91
1 計画の推進体制 .....	91
2 計画の進行管理 .....	92
《ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり》 .....	93
資料編 .....	94

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

「みんなが健やかで心豊かに生活できる活力あるまち」を目指し、本市が「元気はつらつ大和高田 21 計画」を策定してから今年で 22 年の年月が経過しました。

この間、本市では、急激な社会情勢の変化に対応して、市民の健康に関する各種施策を推進してきました。

健康づくりの推進としては、平成 28 年(2016 年)に、①健康寿命の延伸、②あらゆる年代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境の構築、③健康格差の縮小の実現の 3 つの目標を掲げた「第 2 次元元気はつらつ大和高田 21 計画」を策定し、令和 3 年(2021 年)には、計画の中間評価を行っています。

また、食育の推進としては、平成 22 年(2010 年)に「大和高田市食育推進計画」を策定し、①食を楽しみ、食を大切にする気持ちを持つ、②食を通じて、良い生活習慣を身につける、③性別・年代に関わらず料理ができる力を身につける、④身近な食文化や食の歴史に関心を持つの 4 つの目標を掲げた「第 2 次大和高田市食育推進計画」を、「第 2 次元元気はつらつ大和高田 21 計画」と一体的に策定しています。

さらに、自殺対策の推進としては、平成 31 年(2019 年)3 月に「大和高田市いのち支える自殺対策計画」を策定し、「第 2 次元元気はつらつ大和高田 21 計画」との整合性に留意し、自殺対策に関連する他の計画と連携を図りながら推進してきました。

最後に、切れ目のない子育て支援としては、平成 14 年(2002 年)には本市の母子保健計画である「みんなで子育て大和高田 21 計画」を策定し、平成 19 年(2007 年)には「元気はつらつ大和高田 21 計画」に統合。これ以降本市は、母子保健に関する施策と市民の健康に関する施策を一体的に推進するようになりました。

しかしながら、近い将来の我が国においては、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などによる社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展などの社会情勢の変化が予想され、市民の健康に関する各種施策の抜本的な見直しが求められています。

また、令和 7 年度(2025 年度)に「第 2 次元元気はつらつ大和高田 21 計画」が計画期間の満了を迎えるため、国や県の動向を踏まえて、本市においても市民の健康に関する各種施策の見直しを行った結果、「大和高田市いのち支える自殺対策計画」を一体化する計画として新たに加えて、市民の健康に関する施策を横断的かつ総合的に推進するため、「第 3 次元元気はつらつ大和高田 21 計画」を策定するに至りました。

本計画では、妊娠・出産から高齢期に至るまでのライフステージごとの健康に関するさまざまな課題に着目し、市民自らが主体的な健康づくりを進めるとともに、市民、事業者、そして、市が連携した取り組みを進めていきます。

## 【近年の市民の健康に関する各種施策における国・県の動向】

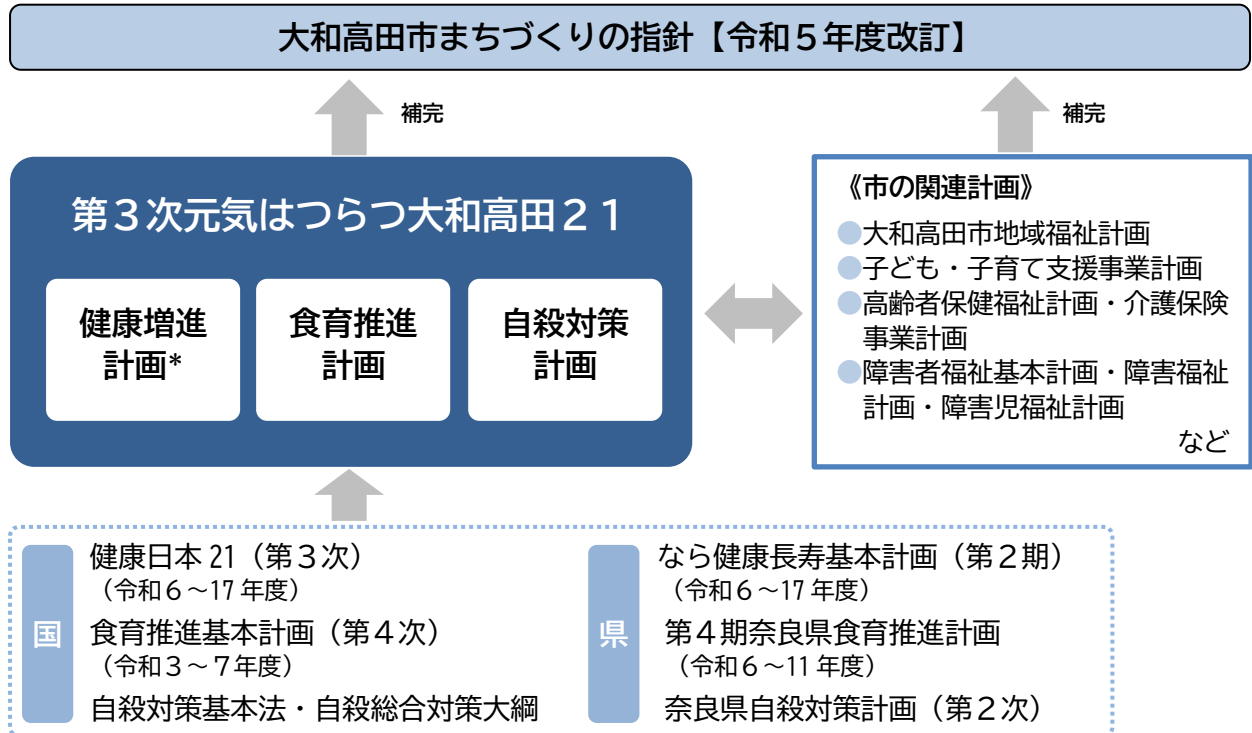
健康づくりの推進	国の動向	<p>令和5年(2023年)5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全面改正し、令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までを計画年度とする「21世紀における第3次国民健康づくり運動(健康日本21(第3次))」の推進を決定。</p> <p>この計画では「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を計画のビジョンに掲げ、その実現のため、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防と重病化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、ライフコースに応じた栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に取り組むことを目標としている。</p>
	県の動向	<p>令和6年(2024年)3月に「なら健康長寿基本計画(第2期)」を策定。</p> <p>この計画では、「誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女とも日本一にする」ことを目指す姿として、要介護状態とならないための予防と機能維持・向上のための取り組みの推進、県民の健康づくりを支える社会環境の整備や県民が生涯を通じて健康づくりに取り組む体制の構築に向けて、3つの基本的方向性と5つの施策の柱を定め、各分野の施策を展開している。</p>
食育の推進	国の動向	<p>平成17年(2005年)に「食育基本法」を制定。「食育」を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけた。</p> <p>令和3年(2021年)には、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを計画年度とする「第4次食育推進基本計画」を策定。①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取り組みを求めている。</p>
	県の動向	<p>令和6年(2024年)3月に「第4期奈良県食育推進計画」を策定。</p> <p>この計画では、「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」を基本理念とし、「県民が健康的な食習慣を修得し、実践できる」「子どもが「食」と「健康」に関心をもち、健康的な食生活を実践できる」「県民が県産農畜水産物に関心をもち、消費拡大が進む」「県民が「食」や「食の安全」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択できる」の4点を目指す姿として掲げている。</p>
自殺対策の推進	国の動向	<p>平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」を制定。</p> <p>制定以降、全国での自殺者数は減少しているものの、依然として自殺死亡率は先進国の中で高い水準にある。また、新型コロナウイルス感染症のまん延により自殺の要因となり得るさまざまな問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者が増えており、特に小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となっている。こうした現状を踏まえて、令和4年(2022年)に「自殺総合対策大綱」が改定された。</p>
	県の動向	<p>令和5年(2023年)に「奈良県自殺対策計画(第2次)」を策定。</p> <p>この計画では、①児童・生徒の自殺予防教育の推進、②女性への対策、③自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ、④保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の連携強化、⑤地域の実情に応じた自殺対策の推進が計画の重点施策とされている。</p>

切れ目のない子育て支援	国の動向	<p>平成30年(2018年)には「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」を制定。出生から始まり、新生児期から思春期に至るまでの成育過程にある者等に対して、必要となる成育医療等(乳幼児や妊産婦等への健康診査の適切な実施等)を切れ目なく提供するための施策を講ずるとしている。</p> <p>令和5年度(2023年度)年以降は、母子保健の国民運動である「健やか親子21」を同法に基づく成育医療等基本方針による国民運動として位置づけ、医療、保健、教育、福祉等のより幅広い取り組みを推進するとした。</p>
	県の動向	<p>令和6年(2024年)には「第8次奈良県保健医療計画」を策定。国の成育医療等基本方針を踏まえ、取り組むべき施策としては、①妊産婦等への保健施策、②乳幼児期における保健施策、③学童期及び思春期における保健対策、④生涯にわたる保健施策、⑤子育てやこどもを育てる家庭への支援、⑥疾病や障害をもつこどもとその家族に寄り添う支援を掲げており、達成すべき具体的な数値目標も示されている。</p>

## 2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画\*」、食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」の3つの計画を一体的に策定することにより、市民の健康に関する施策を横断的かつ総合的に推進するための計画です。

本計画の策定にあたっては、国・奈良県が策定する関連計画や、大和高田市まちづくりの指針【令和5年度改訂】をはじめ、本市における各種関連計画との整合性を図ります。



\*当該計画には、成育基本法に基づく成育医療等基本方針を踏まえて策定する母子保健計画を含みます。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とし、中間年である令和12年度(2030年度)において評価を行い、その間の社会経済情勢や地域社会の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、国や県の計画の変更、社会情勢の変化等により計画の変更が必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
<b>第3次元気はつらつ大和高田21</b>									
				▲ 中間評価					

## 4 計画の策定体制

### (1) 大和高田市健康づくり推進協議会での審議

本計画の策定にあたり、市民、学識経験者、関係団体の代表などで構成された「大和高田市健康づくり推進協議会」及び各専門部会などにおいて、これまでの事業や取り組みについての評価、健康づくり・食育推進・自殺対策・切れ目のない子育て支援に関する現状や課題の整理とともに、課題解決に向けての取り組みについて検討しました。

### (2) 健康づくりアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の健康づくりに関する意識やニーズ、動向などを把握するため、乳幼児の両親である就学前保護者、小・中学生、16歳から89歳までの一般市民を対象にした健康づくりアンケート調査を以下のとおり実施しました。

<実施期間> 令和7年(2025年)2月21日(金)から令和7年(2025年)3月26日(水)まで

対象(無作為抽出)	対象者数	回収数	回収率	方法
①就学前児童保護者	1,000	434	43.4%	郵送配布ー郵送・WEB (インターネット)回収
②小学生・中学生	1,200	467	38.9%	
③一般市民(16歳~89歳)	1,800	627	34.8%	

### (3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で市民等から幅広く意見を募り、計画へ反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを以下のとおり実施しました。

<募集期間> 令和8年(2026年)1月8日(木)から令和8年(2026年)1月28日(水)まで

<公表方法> 計画資料の市ホームページへの掲載、市役所及び市保健センターへの配架

<意見者数> 2名

<意見件数> 2件